

飯田橋駅周辺 基盤整備方針検討会 設置要綱

(名称)

第1 本会議は、「飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会」（以下、「検討会」という。）という。

(目的)

第2 検討会は、飯田橋駅周辺の道路、鉄道駅及びコンコース等の都市基盤について、駅周辺のまちづくりと連携し、その充実・強化を図るための指針となる「飯田橋駅周辺基盤整備方針」を策定することを目的とする。

(検討事項)

第3 検討会は、次に掲げる事項について、協議・検討する。

- (1) 飯田橋駅周辺のまちづくりの動向を踏まえた都市基盤整備のあり方に関すること。
- (2) その他、都市基盤整備に関すること。

(構成)

第4 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第5 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

(開催)

第6 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 本検討会は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

(書面による議事)

第7 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第8 検討会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課及び独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部事業企画課が行う。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会

構成員名簿

職	所属・役職等		
座長	東京都	都市整備局	都市基盤部長
構成員	国土交通省	都市局街路交通施設課	街路事業調整官
	東京都	都市整備局都市づくり政策部	土地利用計画課長
		都市整備局都市基盤部	街路計画課長
	千代田区	環境まちづくり部	地域まちづくり課長
	新宿区	都市計画部	景観・まちづくり課長
	文京区	都市計画部	都市計画課長
			地域整備課長
	東日本旅客鉄道株式会社	総合企画本部	投資計画部課長 計画調整グループリーダー
	東京地下鉄株式会社	まちづくり連携プロジェクトチーム	まちづくり連携担当課長
	東京都	交通局建設工務部	計画改良課長
計画担当課長			
オブザーバー	東京都	都市整備局市街地整備部	企画課長
事務局			
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部 事業企画課			